

令和2年6月18日以降の当面の議会運営について（案）

新型コロナウイルス感染症については、令和2年5月25日に全国で緊急事態宣言が解除されました。しかしながら、今後も第2波、第3波の懸念など予断を許さない状況が続いています。

区議会としても新型コロナウイルス感染症から区民生活を守るとともに、議決機関としての役割を果たしていくため、令和2年6月18日以降の当面の議会運営については、適切な感染症予防対策を採った上で、本会議、各委員会等の運営を行っていくこととします。

1 本会議対応について

- (1) 本会議については、全議員及び全説明員が出席することとする。
- (2) 休憩を複数回取り、休憩中に適宜、必要な感染症予防対策を講じることとする。
- (3) 議場内は常に換気に努めることとする。
- (4) 議場に入場する際は、手指消毒をすることとする。
- (5) 議場内では、常にマスク又はフェイスシールドを着用することとする。ただし、演壇にはアクリルパネルを設置するため、演壇で発言する際は、登壇後にマスク等を外して発言することを可能とする。

2 委員会对応について

- (1) 委員会の議事については、全委員が出席して行う。
- (2) 説明員の出席は、必要最小限の出席を原則とし、窓口課長及び案件所管部課長、また、その他必要に応じて案件に関係する部課長とする。なお、議会運営委員会については、区長、副区長（1名でも可）、教育長、総務課長のみを原則とし、提出予定案件の説明時には、企画経営部長、総務部長、財政課長も出席することとする。
- (3) 委員会室への説明員以外の職員の入室は、必要最小限とすることとする。
- (4) 飛沫飛散軽減の観点から、着席して質疑を行うこととする。
- (5) 適宜、休憩を取ることとする。
- (6) 委員会室の座席は間隔をあけて着席し、常に換気に努めることとする。
- (7) 委員会室に入室する際は、手指消毒をすることとする。
- (8) 委員会室内では、常にマスク又はフェイスシールドを着用することとする。

3 幹事長会対応について

- (1) 理事者の出席は、必要最小限の出席を原則とし、区長、副区長（1名でも可）、教育長、総務課長のみとする。
- (2) 会場は、当面の間、第5委員会室とする。
- (3) 会場内の座席は間隔をあけて着席し、常に換気に努めることとする。
- (4) 会場に入場する際は、手指消毒をすることとする。
- (5) 会場内では、常にマスク又はフェイスシールドを着用することとする。

4 その他

- (1) 議員及び説明員は、本会議・委員会等の当日に検温を実施し、発熱、咳等の症状がある場合は、出席を控えることとする。
- (2) 傍聴者については、健康状態の確認、手指消毒及びマスク等の着用に協力いただき、座席の間隔をあけて着席していただくこととする。